

第12回遊びのプログラム等に関する専門委員会	資料 5
2018年(平成30年)3月23日	

## 委員提出資料

(1) 北島委員提出資料 (平成30年3月13日提出)

(2) 佐野委員提出資料 (平成30年3月19日提出)

平成30年3月13日提出

遊びのプログラム等に関する専門委員会  
児童館ガイドラインの見直し等に係る意見書

委員氏名 北島 尚志

○第5章 児童館の職員 について

- ・「子どもの主体的な活動ができるような環境整備をすること。さらに、子どもの実態、状況をよくつかみ、子どもの代弁者として、地域や保護者に発信していくこと。」を明記してほしい。

平成30年3月19日提出

遊びのプログラム等に関する専門委員会  
児童館ガイドラインの見直し等に係る意見書

委員氏名 佐野 真一

1. 第1章の4の社会的責任について

児童館事業が常に社会に対して適切かつ効果的に運営されているかどうかをチェックすることが必要と考えるので、次の内容も盛り込めないだろうか？

「児童館が与える社会的影響を常に意識し、その影響に責任を持つ事が必要である。そして社会から道義的、道徳的に疑問を持たれないような適切な意思決定を行えるよう取り組む事が求められる。」

2. 第5章の児童館の職員について

1の児童館活動に関する内容の(1)～(4)と2の児童館活動に含まれる運営に関する業務の(1)～(4)と、3の館長の職務と4の児童厚生員の職務の関係が不明確に思えます。

1、2は、もう少しわかりやすい表現が必要かと考えます。

3. 第7章の子どもの安全対策・衛生管理について

災害時における地域防災協議会との連携等、地域防災計画との有機的な連携のあり方を明記したほうが良いのではないかと考えます。

4. 第9章の大型児童館の機能・役割について

3の(1)の「都道府県内児童館で活用できる各種遊びの内容や、指導技術を開発し、普及させ、多くの子どもが遊びに親しめるようにその充実を図ること。」では、遊びの開発に関する事だけの印象を受けますので、

「都道府県内の健全育成の現状を把握し、その課題解決のために必要な先駆的な児童館事業を展開します。」という内容の文章をどこかにいれてはいかがでしょうか？